

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:募集

令和7年9月12日

**育児休業等代替職員を募集します
【令和7年度第3回登録試験】**

埼玉県では、育児休業を取得する職員及び育児短時間勤務を行う職員の代替職員として勤務していただく、任期付職員の登録試験を実施します。

1 受験資格、登録試験日等

受験資格 18歳以上の方（令和7年4月1日現在）
試験日 令和7年11月8日（土）
試験会場 自治人材開発センター（さいたま市北区土呂町2-24-1）
申込期間 令和7年9月16日（火）～令和7年10月20日（月）
登録期間 令和8年1月1日（木）から3年間

2 登録区分ごとの登録試験、任期等

登録試験は登録区分A・Bどちらも作文試験です。登録試験に合格された方は、希望により「育児休業等代替職員（登録区分A）」か「任期付短時間勤務職員（登録区分B）」または両方に登録できます。

【登録区分A】育児休業等代替職員

任期 おおむね6月以上3年未満
勤務時間 週38時間45分

【登録区分B】任期付短時間勤務職員

任期 最長1年。ただし職員の育児短時間勤務の状況により更新する場合あり
勤務時間 週14時間10分、週15時間30分、週19時間10分、週19時間20分のいずれかの時間

3 「登録案内」の配布場所

県ホームページに掲載しているほか、各地域振興センターや県内ハローワーク等でも配布しています。

4 その他

登録試験に合格した方は、育児休業等代替職員採用候補者名簿に登録されます。職員が育児休業を取得した場合又は育児短時間勤務を行う場合に、登録者の中から、さらに面接試験等を実施し、合格者を採用します。

技術系職種（福祉、心理、設備、総合土木、建築、化学、農業、林業）及び免許資格（薬剤師、獣医師、社会福祉士、建築士、土木施工管理技士、普及指導員、保健師等）を有する者については、随時申込みを受け付けています。

登録されても、職員の育児休業等の状況によっては、採用されない場合があります。

※ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0201/ikukyuudaitai/>
WEBで「埼玉県 育児代替」と検索